

# 概 説

## I 平成19年における被疑事件の特色

ここ数年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向であり、平成19年においてもその傾向が見られる。罪種別に見ると、刑法犯及び道路交通法等違反は減少し、特別法犯（※1）は増加している。

また、全被疑事件に占める少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員がそれぞれ減少している。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

## II 被疑事件の受理

### 1 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成19年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,895,564人で、前年に比べると8.2%（168,842人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、特別法犯が1.6%（1,878人）増加し、刑法犯は7.5%（28,186人）、道路交通法等違反は12.5%（89,864人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は807,603人で、刑法犯全体の70.0%、総数の42.6%を占めるが、前年に比べると6.2%（53,570人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	1,895,564	100.0	-8.2
刑 法 犯	346,238	18.3	-7.5
特 別 法 犯	119,813	6.3	1.6
道 路 交 通 法 等 違 反	621,910	32.8	-12.5
自 動 車 による 過 失 致 死 傷	807,603	42.6	-6.2

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成14年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯は増加傾向にあるが、刑法犯、道路交通法等違反及び自動車による過失致死傷はいずれも減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成						
	14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年	
総 数	100	99	99	97	94	87	
刑 法 犯	100	105	110	109	112	104	
特 別 法 犯	100	112	117	123	125	127	
道 路 交 通 法 等 違 反	100	92	89	85	81	70	
自 動 車 による 過 失 致 死 傷	100	102	103	101	98	92	

（注）1 平成14年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員（統計表第7，9関係）

平成19年における刑法犯の通常受理人員は1,153,841人で、前年に比べると6.6%（81,756人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、賭博・富くじ（7.4%、89人）が増加したほかは、収賄・贈賄（28.2%、79人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（15.0%、473人）、恐喝（12.2%、890人）、詐欺（11.8%、2,343人）、強盗（10.6%、550人）、横領・背任（10.3%、4,785人）など軒並みに減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,153,841	100.0	-6.6
公務執行妨害	3,230	0.3	-3.1
放火	1,125	0.1	-5.2
住居侵入	9,154	0.8	-9.3
文書偽造	4,474	0.4	-4.0
強制わいせつ・強姦	4,931	0.4	0.1
賭博・富くじ	1,291	0.1	7.4
収賄・贈賄	201	0.0	-28.2
殺人	1,654	0.1	-6.5
傷害	41,782	3.6	-5.3
自動車による過失致死傷	807,603	70.0	-6.2
窃盗	174,537	15.1	-8.1
強盗	4,647	0.4	-10.6
詐欺	17,554	1.5	-11.8
恐喝	6,392	0.6	-12.2
横領・背任	41,610	3.6	-10.3
盗品等関係	2,544	0.2	-9.9
毀棄・隠匿	11,130	1.0	-0.5
暴力行為等処罰に関する法律	2,670	0.2	-15.0
その他の刑法犯	17,312	1.5	1.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成19年における特別法犯の通常受理人員は119,813人で、前年に比べると1.6% (1,878人) 増加している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、不正競争防止法違反(122.2%, 55人)、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(107.4%, 29人)、金融商品取引法違反(82.1%, 46人)、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律違反(43.1%, 25人)、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律違反(30.5%, 243人)などが増加し、出入国管理及び難民認定法違反(25.8%, 2,976人)、著作権法違反(14.1%, 51人)、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反(8.8%, 158人)、売春防止法違反(8.8%, 102人)などが減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	119,813	100.0	1.6
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	4,900	4.1	1.8
銃砲刀剣類所持等取締法	6,651	5.6	11.0
売春防止法	1,060	0.9	-8.8
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律	1,634	1.4	-8.8
ストーカー行為等の規制等に関する法律	206	0.2	13.8
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	56	0.0	107.4
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	83	0.1	43.1
著作権法	311	0.3	-14.1
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	8,879	7.4	13.1
金融商品取引法	102	0.1	82.1
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	1,039	0.9	30.5
貸金業法	489	0.4	26.0
不正競争防止法	100	0.1	122.2
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	104	0.1	0.0
出入国管理及び難民認定法	8,576	7.2	-25.8
その他の特別法犯	85,623	71.5	3.5

なお、平成19年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反(16.0%, 183人)、大麻取締法違反(1.4%, 50人)、覚せい剤取締法違反(0.7%, 144人)はそれぞれ増加し、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(18.6%, 52人)、あへん法違反(5.3%, 3人)はそれぞれ減少している。

平成14年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年
大麻取締法	2,428 (100)	2,909 (120)	3,190 (131)	2,912 (120)	3,499 (144)	3,549 (146)
麻薬及び向精神薬取締法	658 (100)	982 (149)	1,144 (174)	1,150 (175)	1,145 (174)	1,328 (202)
覚せい剤取締法	24,801 (100)	22,087 (89)	20,522 (83)	23,143 (93)	20,144 (81)	20,288 (82)
あへん法	79 (100)	72 (91)	75 (95)	28 (35)	57 (72)	54 (68)
麻薬特例法	198 (100)	180 (91)	192 (97)	287 (145)	279 (141)	227 (115)

(注) 括弧内の数は、平成14年を100とする指数である。

### III 被疑事件の処理

#### 1 既済及び未済の人員（統計表第8，9，10表関係）

平成19年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員（※）の総数は1,908,491人で、未済となった被疑事件の人員の総数は18,254人である。前年に比べると、既済人員は8.2%（171,193人）、未済人員は4.3%（639人）減少している。

罪種別に前年と比較して見る（表6）と、既済人員については、特別法犯（1.7%、2,049人）は増加し、刑法犯（7.3%、27,455人）、道路交通法等違反（12.8%、92,441人）、自動車による過失致死傷（6.2%、53,346人）はそれぞれ減少しており、未済人員については、特別法犯（1.9%、49人）は増加し、刑法犯（1.2%、75人）、道路交通法等違反（10.5%、224人）、自動車による過失致死傷（10.2%、389人）はそれぞれ減少している。

（※）時効再起事件の人員（26人）及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,908,491	100.0	-8.2	14,254	100.0	-4.3
刑法犯	347,625	18.2	-7.3	9,718	44.1	-1.2
特別法犯	120,721	6.3	1.7	2,623	18.4	1.9
道路交通法等違反	631,447	33.1	-12.8	1,913	13.4	-10.5
自動車による過失致死傷	808,698	42.4	-6.2	3,430	24.1	-10.2

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成19年における受理人員（旧受及び新受）総数（2,246,466人）に対する未済人員（14,254人）の割合は0.6%で、前年と同率である。

平成19年の既済率は、総数で99.3%で、前年と同率である。

平成14年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年
総数	98.8	98.9	99.0	99.3	99.3	99.3
刑法犯	97.3	97.5	97.9	98.5	98.3	98.2
特別法犯	96.1	96.5	97.0	98.0	97.9	94.9
道路交通法等違反	99.5	99.4	99.5	99.6	99.7	99.7
自動車による過失致死傷	99.0	99.2	99.3	99.6	99.6	99.6

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）}}{\text{既済人員数（「他の検察庁に送致」を除く。）} + \text{未済人員数}} \times 100$$

## 2 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成19年における既済人員について既済事由別に見ると、前年に比べると、起訴は684,483人で14.2%（113,647人）減少し、不起訴は1,043,862人で3.7%（40,176人）減少している。

既済事由別人員の構成比について、平成14年以降の推移を見る（表8）と、公判請求の割合はほぼ横ばいに推移しているが、略式命令請求は減少傾向にあり、起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	45.0	42.8	41.3	40.3	38.4	35.9
公 判 請 求	6.3	6.7	6.8	6.8	6.6	6.6
略 式 命 令 請 求	38.7	36.1	34.5	33.4	31.7	29.3
不 起 訴	42.9	45.5	47.6	49.5	52.1	54.7
そ の 他	12.1	11.7	11.1	10.2	9.5	9.4

（注） 「その他」は、中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成19年において不起訴にした人員について、不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると、起訴猶予は91.8%で0.3ポイント、その他は2.3%で0.1ポイントそれぞれ上昇し、嫌疑不十分は5.9%で0.4ポイント低下している。

平成19年において刑法犯で起訴された人員のうち、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は77.3%で、自動車による過失致死傷は9.2%である。

なお、刑法犯で起訴された人員について、平成14年以降の公判請求及び略式命令請求の構成比の推移を見る（表9）と、公判請求の割合は、自動車による過失致死傷を除く刑法犯は、平成18年から減少傾向にあり、自動車による過失致死傷は、平成15年から横ばいに推移している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
刑 法 犯	43.3	45.6	47.0	47.7	47.5	46.2
公 判 請 求	56.7	54.4	53.0	52.3	52.5	53.8
略 式 命 令 請 求	78.4	80.1	80.2	80.2	77.3	73.8
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	21.6	19.9	19.8	19.8	22.7	26.2
略 式 命 令 請 求	8.5	9.1	9.2	9.1	9.2	9.3
自動車による過失致死傷	91.5	90.9	90.8	90.9	90.8	90.7
公 判 請 求						
略 式 命 令 請 求						

## 3 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成19年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し、又は起訴猶予にした被疑者について、犯時年齢層別による構成比を見ると、20歳～24歳の構成比が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について、平成14年以降の推移を見る（表10）と、20歳～24歳は減少傾向にあるものの、いずれの年においても最大値である。また、50歳～54歳は減少が続いており、25歳～29歳及び30歳から34歳は平成17年から減少傾向にある。

一方、55歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 公訴提起又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	平 成 19 年		
						総 数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14 ～ 17 歳	0.1	0.4	0.1	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1
18 ・ 19 歳	1.2	1.3	0.9	0.8	1.0	0.9	1.0	0.6
20 ～ 24 歳	17.2	17.3	16.3	15.7	15.5	14.7	15.2	11.4
25 ～ 29 歳	14.4	14.5	14.3	13.7	12.9	12.1	12.4	10.2
30 ～ 34 歳	13.4	13.7	14.6	14.2	13.0	12.4	12.6	10.7
35 ～ 39 歳	10.5	10.5	11.9	12.1	11.3	11.6	11.7	10.7
40 ～ 44 歳	8.6	8.5	9.2	9.6	8.9	9.2	9.2	8.9
45 ～ 49 歳	8.3	7.7	7.5	7.5	7.6	7.6	7.6	7.5
50 ～ 54 歳	10.2	9.4	8.3	7.7	7.6	7.3	7.4	6.9
55 ～ 59 歳	6.8	6.9	6.9	7.5	8.7	8.9	8.8	8.9
60 ～ 64 歳	4.6	4.7	4.7	5.0	5.4	5.8	5.6	6.9
65 ～ 69 歳	2.8	2.9	2.8	3.2	3.8	4.3	4.0	6.4
70 歳 以上	1.9	2.3	2.5	3.0	4.3	5.2	4.3	10.9

#### 4 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成19年において起訴した人員は684,483人である。罪種別に見ると、刑法犯は102,993人で、起訴した人員の15.0%，特別法犯は70,366人で同10.3%，道路交通法等違反は434,004人で同63.4%，自動車による過失致死傷は77,120人で同11.3%である。

平成19年の起訴率は39.6%で、前年に比べると2.8ポイント低下している。

平成14年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪種	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年
総数	51.2	48.4	46.4	44.8	42.4	39.6
刑法犯	55.4	53.3	50.0	46.8	43.6	43.6
特別法犯	73.5	70.8	67.5	66.1	62.8	60.2
道路交通法等違反	87.3	85.3	83.3	81.7	77.4	72.7
自動車による過失致死傷	12.2	11.6	11.2	10.7	10.3	9.9

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の起訴率について、平成14年以降の推移を主な罪名別に見る（表12）と、前年に比べると、賭博・富くじ（8.3ポイント）、公務執行妨害（3.9ポイント）、窃盗（3.0ポイント）、文書偽造（2.9ポイント）が上昇し、強盗（10.2ポイント）、盗品等関係（7.1ポイント）、放火（5.5ポイント）、恐喝（5.3ポイント）、殺人（3.9ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪名	平成14年	15年	16年	17年	18年	19年
公務執行妨害	49.8	41.8	43.9	44.2	60.5	64.5
放火	65.2	66.9	65.6	61.5	59.5	53.9
住居侵入	50.0	36.8	51.1	58.1	50.0	46.4
文書偽造	59.1	55.7	57.0	62.9	62.3	65.2
強制わいせつ・強姦	62.3	62.1	61.4	61.0	60.3	56.4
賭博・富くじ	59.6	56.8	57.8	56.4	46.4	54.7
収賄・贈賄	79.2	65.7	70.2	72.3	79.5	78.5
殺害	65.9	62.1	55.4	55.7	56.7	52.9
傷害	62.9	60.4	58.5	55.9	56.2	52.5
自動車による過失致死傷	12.2	11.6	11.2	10.7	10.3	9.9
窃盗	54.1	53.9	47.9	42.0	36.6	39.6
強盗	84.3	87.5	85.7	83.9	80.5	73.2
詐欺	66.5	66.9	68.1	69.3	67.2	64.3
恐喝	63.1	62.8	59.5	59.4	57.0	51.8
横領・背任	19.7	15.9	14.6	14.3	15.2	14.5
盗品等関係	48.0	44.8	55.8	52.9	49.7	42.6
毀棄・隠匿	36.2	28.5	28.0	27.4	28.3	27.1
暴力行為等処罰に関する法律	74.2	71.6	69.9	68.2	66.3	63.8

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 5 処理期間（統計表第30，31表関係）

平成19年において既済となった被疑事件（※1）の処理期間（※2）について、その期間別人員の構成比を罪種別に見る（表13）と、被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は、刑法犯59.2%，特別法犯51.0%，総数56.9%であり、1月以内までに処理した割合は、刑法犯86.1%，特別法犯で79.2%，総数で84.2%である。

さらに、2月以内までに処理した割合を見ると、刑法犯で93.7%，特別法犯で90.5%，総数で92.9%である。

（※1）他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

（※2）検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15 日 以 内	1 月 以 内	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	2 年を 超える
総 数	544,457 (100.0)	309,683 (56.9)	148,719 (27.3)	47,221 (8.7)	16,383 (3.0)	16,926 (3.1)	4,811 (0.9)	665 (0.1)	49 (0.0)
刑 法 犯	388,860 (100.0)	230,367 (59.2)	104,769 (26.9)	29,686 (7.6)	9,958 (2.6)	10,318 (2.7)	3,248 (0.8)	476 (0.1)	38 (0.0)
特 別 法 犯	155,597 (100.0)	79,316 (51.0)	43,950 (28.2)	17,535 (11.3)	6,425 (4.1)	6,608 (4.2)	1,563 (1.0)	189 (0.1)	11 (0.0)

(注) 括弧内は、総数に対する構成比である。

## IV 少年被疑事件

### 1 通常受理人員（統計表第27表関係）

平成19年における少年被疑事件の通常受理人員は180,662人で、前年に比べると8.6%（16,979人）減少している。

罪種別に前年と比較して見る（表14）と、刑法犯は8.6%（10,540人）、特別法犯は7.8%（315人）、道路交通法等違反は11.1%（4,168人）、自動車による過失致死傷は5.9%（1,956人）それぞれ減少している。

また、男女別構成比では、男子が79.0%を占めているが、前年に比べると9.1%（14,303人）減少し、女子も6.6%（2,676人）減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	180,662	100.0	-8.6
刑 法 犯	112,427	62.2	-8.6
特 別 法 犯	3,726	2.1	-7.8
道路交通法等違反	33,376	18.5	-11.1
自動車による過失致死傷	31,133	17.2	-5.9
男	142,792	79.0	-9.1
女	37,870	21.0	-6.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成14年以降の推移を罪種別に見る（表15）と、全般的に減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
総 数	100	96	91	82	75	68
刑 法 犯	100	101	98	88	81	74
特 別 法 犯	100	100	95	80	66	61
道路交通法等違反	100	85	74	66	59	52
自動車による過失致死傷	100	96	91	85	78	73
男	100	96	90	81	75	68
女	100	96	96	85	72	67

(注) 1 平成14年を100とする指数である。  
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

### 2 罪名別通常受理人員（統計表第27表関係）

平成19年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別（※）に見る（表16）と、前年に比べると、放火（5.4%、6人）が増加したほかは、殺人（20.8%、16人）、強盗（17.7%、214人）、恐喝（14.2%、346人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（13.6%、120人）、横領・背任（13.2%、4,096人）、詐欺（12.0%、179人）、強制わいせつ・強姦（11.1%、49人）、住居侵入（10.4%、368人）などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その2）」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	143,560	100.00	-8.0
公務執行妨害	228	0.16	-8.8
放 火	118	0.08	5.4
住居侵入	3,187	2.22	-10.4
文書偽造	130	0.09	-8.5
強制わいせつ・強姦	393	0.27	-11.1
殺 人	61	0.04	-20.8
傷 害	7,870	5.48	-4.2
自動車による過失致死傷	31,133	21.69	-5.9
窃 盗	63,226	44.04	-7.4
強 盗	997	0.69	-17.7
詐 欺	1,308	0.91	-12.0
恐 喝	2,089	1.46	-14.2
横領・背任	26,916	18.75	-13.2
盗品等関係	1,671	1.16	-2.9
暴力行為等処罰に関する法律	765	0.53	-13.6
その他の刑法犯	3,468	2.42	11.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は76人で43.4% (23人)、覚せい剤取締法違反は443人で9.1% (37人)、大麻取締法違反は233人で4.0% (9人)それぞれ増加し、毒物及び劇物取締法違反は883人で22.9% (262人)減少している。

### 3 全被疑者中に占める少年被疑者の割合 (統計表第7, 9, 10, 27表関係)

平成19年における全被疑者 (少年, 成人及び法人の全被疑者をいう。)の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は9.5%で、前年に比べると0.1ポイント低下している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について、平成14年以降の推移を罪種別に見る (表17)と、刑法犯, 特別法犯ともに減少傾向が認められ、道路交通法等違反及び自動車による過失致死傷については、ほぼ横ばい傾向にある。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
総 数	12.1	11.8	11.2	10.3	9.6	9.5
刑 法 犯	45.7	43.8	40.7	36.9	32.8	32.5
特 別 法 犯	6.5	5.9	5.3	4.2	3.4	3.1
道路交通法等違反	7.3	6.7	5.2	5.7	5.3	5.4
自動車による過失致死傷	4.8	4.5	5.0	4.0	3.8	3.9

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成19年における刑法犯の通常受理人員について、少年と成人の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る (表18)と、少年被疑者の占める割合が増加している罪名は、盗品等関係 (4.7ポイント)、放火 (1.1ポイント)、暴力行為等処罰に関する法律違反 (0.5ポイント)、傷害 (0.2ポイント)、窃盗 (0.2ポイント) などであり、減少している罪名は、横領・背任 (2.1ポイント)、強盗 (1.8ポイント)、強制わいせつ・強姦 (1.0ポイント)、恐喝 (0.7ポイント) などである。

なお、少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は、盗品等関係 (65.7%)、横領・背任 (64.7%) である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪名	少年	成人
総数	12.4	87.6
公務執行妨害	7.1	92.9
放火	10.5	89.5
住居侵入	34.8	65.2
文書偽造	2.9	97.1
強制わいせつ・強姦	8.0	92.0
殺害	3.7	96.3
傷害	18.8	81.2
自動車による過失致死傷	3.9	96.1
窃盗	36.2	63.8
強盗	21.5	78.5
詐欺	7.5	92.5
恐喝	32.7	67.3
横領・背任	64.7	35.3
盗品等関係	65.7	34.3
暴力行為等処罰に関する法律	28.7	71.3
その他の刑法犯	11.6	88.4

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

#### 4 少年被疑事件の年齢別人員 (統計表第27表関係)

平成19年における刑法犯に係る少年被疑事件について、年齢別通常受理人員を見る(表19)と、前年に比べると、14・15歳は2.9% (1,247人)、16・17歳は10.5% (5,518人)、18・19歳は9.5% (5,731人)それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年齢	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	143,560	100.0	-8.0
14・15歳	41,974	29.2	-2.9
16・17歳	47,184	32.9	-10.5
18・19歳	54,402	37.9	-9.5

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成14年以降の年齢別構成比の推移を見る(表20)と、14・15歳の割合は増加傾向が認められ、16・17歳の割合は減少傾向が認められる。また、18・19歳の割合は、平成15年以降は横ばい傾向にあったが、平成19年は減少に転じ、昨年に比べると0.6ポイント低下した。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年齢	平成						
	14年	15年	16年	17年	18年	19年	
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14・15歳	25.9	26.2	26.5	27.6	27.7	29.2	
16・17歳	36.9	35.4	34.7	33.8	33.8	32.9	
18・19歳	37.2	38.4	38.8	38.6	38.5	37.9	

## V 外国人被疑事件

### 1 通常受理人員 (統計表第15, 21表関係)

平成19年における外国人被疑事件の通常受理人員は24,463人で、前年に比べると13.1% (3,672人)減少している。罪種別に対前年比を見る(表21)と、刑法犯は7.8% (963人)、特別法犯は17.2% (2,709人)それぞれ減少している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	24,463	100.0	-13.1
刑法犯	11,440	46.8	-7.8
特別法犯	13,023	53.2	-17.2



平成19年における外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルが上位にある。

前年に比べると、イラン（6.4%、35人）、フィリピン（1.2%、28人）がそれぞれ増加し、タイ（22.4%、197人）、中国（21.8%、1,924人）、ペルー（14.2%、97人）、スリランカ（12.6%、45人）、アメリカ合衆国（10.4%、48人）がそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	数	24,463	100.0	-13.1
中	国	6,886	28.1	-21.8
韓	国・朝鮮	6,763	27.6	-4.3
フ	イリピン	2,273	9.3	1.2
ブ	ラジル	1,867	7.6	-5.3
ベ	トナム	973	4.0	-3.5
タ	イ	681	2.8	-22.4
ペ	ルー	585	2.4	-14.2
イ	ラン	579	2.4	6.4
ア	メリカ合衆国	415	1.7	-10.4
ス	リランカ	312	1.3	-12.6
そ	の他	3,129	12.8	-24.0

平成19年における来日外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）の通常受理人員は18,472人で、前年に比べると8.6%（1,733人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は1.9%（140人）増加し、特別法犯は14.5%（1,873人）減少している。

また、平成19年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は75.5%で、前年に比べると3.7ポイント上昇しており、罪種別では、刑法犯は64.6%で6.2ポイント、特別法犯は85.1%で2.7ポイントそれぞれ上昇している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総 数	18,472	100.0	-8.6	75.5
刑 法 犯	7,388	40.0	1.9	64.6
特 別 法 犯	11,084	60.0	-14.5	85.1

平成19年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ブラジルなどが上位にある。

前年に比べると、ベトナム（10.4%、78人）、フィリピン（10.2%、185人）、ブラジル（6.6%、92人）、イラン（6.5%、32人）、韓国・朝鮮（3.0%、94人）などがそれぞれ増加し、タイ（20.4%、154人）、中国（18.2%、1,323人）、インドネシア（12.1%、36人）、スリランカ（10.0%、33人）、ペルー（6.6%、35人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国	籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総	数	18,472	100.0	-8.6	75.5
中	国	5,946	32.2	-18.2	86.3
韓	国・朝鮮	3,264	17.7	3.0	48.3
フ	イリピン	1,994	10.8	10.2	87.7
ブ	ラジル	1,488	8.1	6.6	79.7
ベ	トナム	831	4.5	10.4	85.4
タ	イ	602	3.3	-20.4	88.4
イ	ラン	527	2.9	6.5	90.1
ペ	ルー	492	2.7	-6.6	85.0
ス	リランカ	297	1.6	-10.0	71.6
イ	ンドネシア	262	1.4	-12.1	84.0
そ	の他	2,769	15.0	-18.7	88.5

## 2 罪名別通常受理人員（統計表第15，21表関係）

平成19年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、殺人（16.2%、12人）、暴力行為等処罰に関する法律違反（14.9%、14人）、賭博・富くじ（7.9%、5人）、恐喝（5.1%、7人）などが増加し、強盗（23.3%、111人）、横領・背任（12.3%、110人）、窃盗（10.9%、671人）、文書偽造（9.5%、59人）、住居侵入（6.3%、20人）などが減少している。特別法犯では、麻薬及び向精神薬取締法違反（45.8%、97人）、外国人登録法違反（23.5%、8人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（9.0%、62人）、覚せい剤取締法違反（2.4%、27人）などが増加し、売春防止法違反（29.9%、75人）、出入国管理及び難民認定法違反（27.3%、2,970人）、大麻取締法違反（17.0%、47人）、関税法違反（15.2%、26人）などが減少している。

構成比で見ると、出入国管理及び難民認定法違反が32.4%と最も高く、次いで窃盗が22.4%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	24,463	100.0	-13.1
刑法犯	11,440	46.8	-7.8
公務執行妨害	149	0.6	0.7
住居侵入	295	1.2	-6.3
文書偽造	559	2.3	-9.5
強制わいせつ・強姦	151	0.6	2.0
賭博・富くじ	68	0.3	7.9
殺人	86	0.4	16.2
傷害	1,748	7.1	0.5
窃盗	5,487	22.4	-10.9
強盗	366	1.5	-23.3
詐欺	441	1.8	-6.6
恐喝	144	0.6	5.1
横領・背任	781	3.2	-12.3
盗品等関係	126	0.5	-3.1
暴力行為等処罰に関する法律	108	0.4	14.9
その他の刑法犯	931	3.8	-0.9
特別法犯	13,023	53.2	-17.2
風俗営業等の規制予備業務の適正化等に関する法律	753	3.1	9.0
銃砲刀剣類所持等取締法	243	1.0	1.7
売春防止法	176	0.7	-29.9
大麻取締法	229	0.9	-17.0
麻薬及び向精神薬取締法	309	1.3	45.8
覚せい剤取締法	1,140	4.7	2.4
あへん法	23	0.1	-4.2
関税法	145	0.6	-15.2
出入国管理及び難民認定法	7,917	32.4	-27.3
外国人登録法	42	0.2	23.5
その他の特別法犯	2,046	8.4	10.1

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成19年における全被疑者の通常受理人員（466,051人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は5.2%で、前年に比べると0.5ポイント低下している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（12.5%、4,474人）、強盗（7.9%、4,647人）、賭博・富くじ（5.3%、1,291人）、殺人（5.2%、1,654人）などが、特別法犯では、外国人登録法違反（100.0%、42人）、出入国管理及び難民認定法違反（92.3%、8,576人）、あへん法違反（42.6%、54人）、関税法違反（32.3%、449人）、麻薬及び向精神薬取締法違反（23.3%、1,328人）などが高い割合を示している。

平成19年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、暴力行為等処罰に関する法律違反（81.3%、26人）、殺人（43.9%、18人）、強制わいせつ・強姦（27.2%、25人）、住居侵入（19.8%、34人）、傷害（19.4%、159人）などが増加し、強盗（34.9%、126人）、窃盗（4.2%、162人）が減少している。特別法犯では、外国人登録法（66.7%、12人）、麻薬及び向精神薬取締法違反（56.1%、97人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（25.1%、114人）、覚せい剤取締法違反（10.3%、72人）などが増加し、売春防止法違反（40.8%、69人）、出入国管理及び難民認定法違反（23.5%、2,313人）、大麻取締法違反（12.8%、25人）、関税法違反（11.6%、17人）が減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	18,472	100.0	-8.6
刑法犯	7,388	40.0	1.9
公務執行妨害	92	0.5	12.2
住居侵入	206	1.1	19.8
文書偽造	458	2.5	0.7
強制わいせつ・強姦	117	0.6	27.2
賭博・強盗	40	0.2	8.1
殺人	59	0.3	43.9
傷害	978	5.3	19.4
窃盗	3,714	20.1	-4.2
強盗	235	1.3	-34.9
詐欺	240	1.3	18.8
恐喝	46	0.2	9.5
横領・背任	464	2.5	4.7
盗品等関係	96	0.5	5.5
暴力行為等処罰に関する法律	58	0.3	81.3
その他の刑法犯	585	3.2	16.3
特別法犯	11,084	60.0	-14.5
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	569	3.1	25.1
銃砲刀剣類所持等取締法	164	0.9	13.9
売春防止法	100	0.5	-40.8
大麻取締法	170	0.9	-12.8
麻薬及び向精神薬取締法	270	1.5	56.1
覚せい剤取締法	774	4.2	10.3
あへん法	21	0.1	-4.5
関税法	129	0.7	-11.6
出入国管理及び難民認定法	7,517	40.7	-23.5
外国人登録法	30	0.2	66.7
その他の特別法犯	1,340	7.3	21.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成19年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(81.9%)、強制わいせつ・強姦(77.0%)、盗品等関係(76.2%)、住居侵入(69.8%)、殺人(68.6%)、窃盗(67.7%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(94.9%)、あへん法違反(91.3%)、関税法違反(89.0%)、麻薬及び向精神薬取締法違反(87.4%)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(75.6%)などが高い割合を示している。

## VI 被疑者の逮捕・勾留

### 1 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成19年に逮捕された者(※)は143,027人で、前年に比べると7.0%(10,763人)減少しており、平成19年に逮捕された者で既済となった被疑事件(※)の人員の30.8%で0.6ポイント低下している。

(※) 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は7.5%(8,151人)、特別法犯は5.7%(2,612人)それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は28.7%で0.1ポイント、特別法犯は37.0%で2.9ポイントそれぞれ低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪 種	総 数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人 員	構成比(%)	対前年比(%)	人 員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	464,227	143,027	30.8	-7.0	321,200	69.2	-4.4
刑法犯	347,609	99,851	28.7	-7.5	247,758	71.3	-7.2
特別法犯	116,618	43,176	37.0	-5.7	73,442	63.0	6.3

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成14年以降の推移をみると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	33.6	33.6	33.1	33.2	31.4	30.8
逮捕されなかった者	66.4	66.4	66.9	66.8	68.6	69.2

平成19年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は14,197人（12.2%）、同成人は128,786人（42.7%）である。前年に比べると、少年は13.6%（2,242人）、成人は6.2%（8,516人）それぞれ減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は127,465人（36.0%）、同女子は15,559人（23.8%）である。前年に比べると、男子は7.0%（9,552人）、女子は7.2%（1,207人）それぞれ減少している。

平成19年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が480人（0.3%）、警察から身柄送致が135,992人（95.1%）、警察で身柄釈放が6,555人（4.6%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が43人（8.2%）、警察から身柄送致が10,484人（7.2%）、警察で身柄釈放が236人（3.5%）それぞれ減少している。

表29 逮捕された人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	143,027	100.0	-7.0
検 察 庁 逮 捕	480	0.3	-8.2
警 察 から 身 柄 送 致	135,992	95.1	-7.2
警 察 で 身 柄 釈 放	6,555	4.6	-3.5

また、平成19年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は92,198人（64.5%）、不起訴は36,952人（25.8%）、中止は84人（0.1%）、家庭裁判所送致は13,793人（9.6%）であり、前年に比べると、起訴は6.5%（6,376人）、不起訴は5.3%（2,087人）減少している。

## 2 勾留（統計表第41、42、44表関係）

平成19年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は127,412人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.4%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は126,544人で、勾留請求した者の99.3%を占めている。

また、勾留された者（※）は126,558人で、前年に比べると7.0%（9,561人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成19年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べると、勾留中公判請求は67,275人で7.3%（5,295人）、勾留中略式命令請求は16,022人で1.6%（261人）、勾留中家裁送致は9,849人で12.1%（1,359人）、釈放は33,404人で7.3%（2,649人）それぞれ減少している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	126,558	100.0	-7.0
勾 留 中 公 判 請 求	67,275	53.2	-7.3
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	16,022	12.7	-1.6
勾 留 中 家 裁 送 致	9,849	7.8	-12.1
釈 放	33,404	26.4	-7.3
そ の 他	8	0.0	60.0

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は3,332人（10.0%）、不起訴は29,246人（87.6%）、中止は49人（0.1%）、家庭裁判所送致は777人（2.3%）である。

平成19年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は86,643人（68.5%）、不起訴は29,292人（23.1%）、中止は49人（0.0%）、家庭裁判所送致は10,574人（8.4%）であり、前年に比べると、起訴は6.3%（5,784人）、不起訴は7.3%（2,306人）減少している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総	126,558	100.0	-7.0
起 訴	86,643	68.5	-6.3
不 起 訴	29,292	23.1	-7.3
起 訴 猶 予	23,172	18.3	-9.6
疑 不 十 分	4,148	3.3	5.3
そ の 他	1,972	1.6	-2.6
中 止	49	0.0	-10.9
家 裁 送 致	10,574	8.4	-12.2

平成19年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は1,146人(0.9%)、10日以内は54,779人(43.3%)、15日以内は5,057人(4.0%)、20日以内は65,419人(51.7%)、25日以内は26人(0.0%)、25日を超えるは133人(0.1%)である。

なお、平成19年において勾留期間の延長を請求した者は70,691人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は70,605人で、延長を請求した者の99.88%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は50,594人で、延長が許可された者の71.7%を占める。

## VII 被疑者の前科関係

### 1 初犯者、前科者の人員(統計表第47, 48表関係)

平成19年において起訴又は起訴猶予にした被疑者(※)について、初犯者・前科者別に人員を見る(表32)と、初犯者は176,234人で全体の62.4%を占め、前年に比べると0.1ポイント上昇している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に対前年比を見ると、刑法犯は40.0%で0.2ポイント上昇し、特別法犯は33.7%で0.2ポイント低下している。

(※) 前科不詳者、法人並びに自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	282,509	176,234	106,275
男	245,555	145,372	100,183
女	36,954	30,862	6,092
刑 法 犯	175,222	105,075	70,147
男	151,098	84,811	66,287
女	24,124	20,264	3,860
特 別 法 犯	107,287	71,159	36,128
男	94,457	60,561	33,896
女	12,830	10,598	2,232

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成14年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	58.3	59.2	60.4	60.4	62.3	62.4
前 科 者	41.7	40.8	39.6	39.6	37.7	37.6

平成19年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に前年と比較して見る(表34)と、初犯者の割合が増加している罪名は、盗品等関係(4.7ポイント)、放火(3.8ポイント)、殺人(2.4ポイント)、脅迫(1.2ポイント)、恐喝(0.6ポイント)などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、詐欺(2.1ポイント)、賭博・富くじ(2.0ポイント)、強盗(1.9ポイント)、文書偽造(1.7ポイント)、横領・背任(1.2ポイント)などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄、賭博・富くじ、横領・背任、放火、強制わいせつ・強姦、殺人などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	55.4	44.6
放火	69.0	31.0
住居侵入	58.9	41.1
文書偽造	59.4	40.6
強制わいせつ・強姦	62.9	37.1
賭博	71.5	28.5
強盗	73.9	26.1
強盗致死傷	61.7	38.3
強盗致死	59.3	40.7
強盗致傷	49.1	50.9
強盗致軽傷	59.2	40.8
強盗致死傷及び強盗強姦	55.2	44.8
強盗致死傷及び強盗強姦	54.8	45.2
強盗致死傷及び強盗強姦	47.1	52.9
強盗致死傷及び強盗強姦	71.0	29.0
強盗致死傷及び強盗強姦	56.4	43.6
強盗致死傷及び強盗強姦	56.4	43.6
強盗致死傷及び強盗強姦	44.3	55.7

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

なお、平成19年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、大麻取締法違反（74.7%、対前年比1.8ポイント上昇）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（72.7%、同1.7ポイント上昇）、麻薬及び向精神薬取締法違反（70.2%、同0.8ポイント低下）、銃砲刀剣類所持等取締法違反（63.4%、同3.5ポイント上昇）などである。また、前科者の割合の高い罪名は、覚せい剤取締法違反（68.0%、前年同率）、毒物及び劇物取締法違反（57.8%、同2.2ポイント上昇）などである。

2 初犯者、前科者別公訴提起（公判請求及び略式命令請求）率（統計表第49、50表関係）

平成19年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は49.9%（前年50.0%）、特別法犯は55.8%（同58.6%）であり、前科者では刑法犯は72.0%（同73.4%）、特別法犯は79.0%（同80.9%）である。

刑法犯の主な罪名別に見る（表35）と、公訴提起率が高い罪名は、初犯者では殺人（96.8%）、強盗（94.2%）、強制わいせつ・強姦（91.6%）、放火（84.9%）などであり、前科者では強盗（97.0%）、殺人（95.7%）、強制わいせつ・強姦（95.6%）、放火（89.8%）などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪名	初犯者	前科者
公務執行妨害	64.6	75.2
放火	84.9	89.8
住居侵入	47.9	67.0
文書偽造	74.8	84.5
強制わいせつ・強姦	91.6	95.6
賭博	46.5	76.9
強盗	85.6	85.7
強盗致死傷	96.8	95.7
強盗致死	50.4	66.5
強盗致傷	64.8	70.4
強盗致軽傷	46.3	75.7
強盗致死傷及び強盗強姦	94.2	97.0
強盗致死傷及び強盗強姦	73.8	79.6
強盗致死傷及び強盗強姦	63.1	70.8
強盗致死傷及び強盗強姦	12.3	26.0
強盗致死傷及び強盗強姦	48.5	59.7
強盗致死傷及び強盗強姦	64.7	79.1
強盗致死傷及び強盗強姦	59.5	76.0

(注) 1 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別に見ると、覚せい剤取締法違反は初犯者90.1%、前科者94.9%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者88.6%、前科者94.6%、職業安定法違反は初犯者75.4%、前科者82.8%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者82.2%、前科者86.1%、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反は初犯者79.9%、前科者87.0%、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反は初犯者66.4%、前科者81.0%、銃砲刀剣類所持等取締法違反は初犯者40.9%、前科者60.0%などとなっている。

## Ⅷ 検察官の上訴

### 1 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成19年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は244人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は184人で、検察官が控訴した被告事件の75.4%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成19年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が68.1%と最も高く、次いで控訴棄却が23.1%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	251	100.0
破 棄 自 判	171	68.1
破棄差戻し・破棄移送	3	1.2
控 訴 棄 却	58	23.1
控 訴 取 下	-	-
そ の 他	19	7.6

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の48人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは29人（60.4%）、破棄差戻し・破棄移送は2人（4.2%）、控訴棄却は17人（35.4%）である。また、原判決が有罪の203人については、破棄自判により新たに有罪としたは5人（2.5%）、原判決より刑を重くしたは113人（55.7%）、刑が同じは16人（7.9%）、刑を軽くしたは8人（3.9%）で、控訴棄却は41人（20.2%）などである。

### 2 上告（統計表第59, 61表関係）

平成19年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は10人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成19年において既済となった人員は5人である。

## Ⅸ 確定裁判と刑の執行猶予

### 1 確定裁判（統計表第63表関係）

平成19年において確定裁判を受けた人員は615,389人で、前年に比べると16.6%（122,851人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑が9.5%（2人）増加したほかは、懲役（8.0%、6,451人）、禁錮（4.0%、148人）、罰金（17.9%、116,191人）、拘留（38.1%、8人）、科料（0.9%、26人）は減少している。

また、無罪は42.7%（35人）増加し、公訴棄却は13.0%（61人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑 の 種 類 等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	615,389	100.0	-16.6
死 刑	23	0.0	9.5
懲 役	74,486	12.1	-8.0
禁 錮	3,548	0.6	-4.0
罰 金	533,950	86.8	-17.9
拘 留	13	0.0	-38.1
科 料	2,842	0.5	-0.9
無 罪	117	0.0	42.7
公 訴 棄 却	410	0.1	-13.0
そ の 他	-	-	-100.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成14年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役及び禁錮は増加傾向にあったが、平成17年から減少傾向に転じている。また、罰金は依然として減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑 の 種 類	平 成 14 年	15 年	16 年	17 年	18 年	19 年
懲 役	100	106	107	106	101	93
禁 錮	100	114	120	111	105	101
罰 金	100	94	89	82	78	64

(注) 平成14年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成14年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る（表39）と、懲役については平成15年に減少したものの、平成16年以降は増加傾向にある。禁錮については減少傾向にあったが、平成17年、同18年は横ばいに推移したものの、平成19年に減少に転じた。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区 分		平成14年	15年	16年	17年	18年	19年
懲 役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	38.7	37.9	38.5	39.6	41.8	41.9
	執行猶予	61.3	62.1	61.5	60.4	58.2	58.1
禁 錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実 刑	6.6	6.3	5.1	6.4	6.4	5.9
	執行猶予	93.4	93.7	94.9	93.6	93.6	94.1

平成19年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別による構成比を前年と比較して見る（表40）と、懲役では20年を超えるが412.5%（0.1ポイント）上昇したほかは、1年以下が5.1%（0.8ポイント上昇）、3年以下が7.9%（0.1ポイント）、5年以下が9.7%（0.2ポイント）、10年以下が13.3%（0.3ポイント）、15年以下が19.6%（0.1ポイント）、20年以下が15.0%（0.0ポイント）それぞれ低下している。また、禁錮では3年を超えるが175%（3.5ポイント）上昇したほかは、1年以下が8.3%（0.6ポイント上昇）、3年以下が15.7%（4.1ポイント）それぞれ減少している。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	
懲 役	計	31,215	100.0
	1年以下	8,358	26.8
	3年以下	17,305	55.4
	5年以下	3,525	11.3
	10年以下	1,471	4.7
	15年以下	311	1.0
	20年以下	113	0.4
	20年を超える	41	0.1
	無 期	91	0.3
禁 錮	計	211	100.0
	1年以下	44	20.9
	3年以下	156	73.9
	3年を超える	11	5.2
	無 期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

## 2 自由刑の刑の執行猶予（統計表第68, 69, 70, 71表関係）

平成19年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は46,615人で、前年に比べると7.8%（3,934人）減少している。

刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が43,273人（92.8%）、禁錮が3,336人（94.1%）であり、前年に比べると、懲役が8.1%（3,812人）、禁錮が3.6%（123人）それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る（表41）と、執行猶予期間が3年以上の構成比が62.0%と最も高く、次いで4年以上が25.5%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	46,615	100.0
1年 以上	16	0.0
2年 以上	1,140	2.4
3年 以上	28,901	62.0
4年 以上	11,872	25.5
5年 以上	4,686	10.1

平成19年において自由刑の刑の執行猶予の言渡しを取り消された者は6,855人（取り消された刑の種類は、懲役6,826人、禁錮29人）で、前年に比べると795人（10.4%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しを取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は6,439人で、刑の執行猶予の言渡しを取り消された者の93.9%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は1,119人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の16.3%を占めている。